

はなのわアドバイザーの派遣に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の「花や緑の地域活動団体等（以下「地域活動団体等」という。）」が実施する地域の花や緑に関する活動等に対して、専門的知識、経験等に基づく指導、助言等を行う、「はなのわアドバイザー」（以下「専門家」）を派遣することについて必要な事項を定める。

(専門家の業務等)

第2条 専門家は、第4条の規定により派遣が決定した研修会等において、花や緑に関する意識の高揚及び技術の向上に関する講義、講演等又は必要な指導、助言等を行う。

(派遣の対象)

第3条 専門家を派遣する研修会等は、地域活動団体等が実施する花や緑に関する研修会等で、次の事項に該当するものとする。

- (1) 花壇づくり（花壇デザイン、花壇管理の効率化、年間を通じた花壇管理など）、樹木の管理・剪定、活動の拡げ方・継続のコツ、イベント企画の仕方・ノウハウ・運営のコツなど、花や緑に関する意識の高揚及び技術の向上に資すると認められるものであること
- (2) 県内で実施されるものであること
- (3) 県内に居住する者又は県内に通勤若しくは通学する者を対象として実施されるものであること
- (4) 受講者が5名以上のものであること
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること
- (6) 派遣を希望する専門家が所属する団体が開催する既存の活動または派遣を希望する専門家が既に講師となっている既存の教室等ではないこと
- (7) 地域活動団体や自治体、施設の指定管理者、学校等が行う活動であること

(専門家の派遣)

第4条 専門家の派遣を申請する者（以下「申請者」という。）は、はなのわアドバイザー派遣申請書（第1号様式）を、開催日の30日前までにメール、FAX又は郵送により県に提出するものとする。

- 2 県は、前項の申請があった場合において、最も適した専門家を選定し、はなのわアドバイザー派遣要請通知書（第2号様式）により、当該専門家に対して業務の実施を要請するものとする。この場合において、県は、必要に応じ、申請者と専門家との間で派遣日時、研修内容等を調整するものとする。
- 3 派遣する専門家は、原則1名とする。ただし、研修会等の内容により、複数の専門家を派遣する必要があると判断される場合には、2名を限度に派遣す

る。

- 4 専門家の派遣は、希望日にもよるが、申請順に行うことを原則とする。
- 5 県は、派遣を決定した場合には、はなのわアドバイザー派遣決定通知書（第3号様式）により、派遣する専門家の氏名を申請者に通知するものとする。
- 6 派遣目的が不適切又は派遣日程の調整が出来ないなど派遣することが適当でないと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（実施報告書の提出）

- 第5条 専門家の派遣を受けた申請者は、花や緑に関する学習の実施日から15日以内に、花や緑の専門家派遣実施報告書（第4号様式）を、メール、FAX又は郵送により県に提出しなければならない。
- 2 研修会等に派遣された専門家は、花や緑に関する学習の実施日から15日以内に、花や緑の専門家実施報告書（第5号様式）を、メール、FAX又は郵送により県に提出しなければならない。

（経費負担）

- 第6条 専門家の派遣に要する経費のうち、専門家に対する旅費及び謝金は、県が予算の範囲内において負担するものとする。
- 2 県が負担する経費以外の経費（会場費、資材の準備費、印刷費等の研修会等の開催経費、講師の派遣に係る災害補償のための傷害保険に要する費用等）は、申請者が負担するものとする。

（その他）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、専門家の派遣に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。

広島県土木建築局都市環境整備課長 様

はなのわアドバイザー派遣 申請書

次のとおり、はなのわアドバイザーによる派遣について、申請します。

申請団体名		
連絡先	担当者名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
目的・概要	開催希望日時	①令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 ②令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 ③令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
	場 所	名 称 : 所在地 :
	参加者・人数	
	実施目的	
	学習形態 (選択してください)	講座, 講演, 体験 (), その他 ()
	学習内容 ※できるだけ 具体的に記載	
	備 考	

※開催希望日時については、ご希望に添えない場合があります。その際は調整させていただきます。

お問い合わせ・申請先

広島県土木建築局都市環境整備課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話：082-513-4142 FAX：082-223-2397

メールアドレス：dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日

（ 専門家 ） 様

広島県土木建築局都市環境整備課長
（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）

はなのわアドバイザー派遣要請通知書

令和 年 月 日付のはなのわアドバイザー派遣申請について受諾することとしたので、あなたを専門家として派遣することを要請します。

- 1 申請者
- 2 派遣日
- 3 派遣場所
- 4 同行する派遣専門家名
- 5 添付書類 はなのわアドバイザー派遣申請書（写し）

様式第3号（第4条関係）

令和 年 月 日

（申請者） 様

広島県土木建築局都市環境整備課長
（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）

はなのわアドバイザー派遣決定通知書

次のとおり専門家の派遣を決定しました。

なお、派遣に係る問合せは、下記の連絡先へお願いします。

申請年月日	令和 年 月 日（ ）		
派遣日時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分		
派遣場所			
(ふりがな) 専 門 家 名	専門分野：	性 別	男 女
(ふりがな) 専 門 家 名	専門分野：	性 別	男 女
連 絡 先	広島県土木建築局都市環境整備課 E-mailアドレス dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp 電 話（ 082 ） 513-4142 FAX（ 082 ） 223-2397		

※必要な経費（専門家の謝金、旅費以外）は、申請者をご負担ください。

※準備品等については、専門家と調整してください。

様式第4号（第5条関係）

令和 年 月 日

広島県土木建築局都市環境整備課長 様

申請者団体名
代表者職・氏名

はなのわアドバイザー派遣実施報告書（申請者用）

はなのわアドバイザーの派遣に関する要綱第5条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

実施日及び 実施時間	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
実施場所	名 称： 所在地：
参加者・人数	
派遣専門家名	
学習内容	【タイトル】研修会及び講習会，学習プログラムのタイトル 【学習内容】
今回の学習で 学んだ事，感想	
担 当 者	氏 名 連絡先（TEL）

※花や緑に関する学習の実施日から15日以内に，報告書を提出してください。

※実施状況が分かる資料（写真，使用した資料）を添付してください。

様式第5号（第5条関係）

令和 年 月 日

広島県土木建築局都市環境整備課長 様

専門家氏名

はなのわアドバイザー実施報告書（専門家用）

はなのわアドバイザーの派遣に関する要綱第5条第2項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

実施日及び 実施時間	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
実施場所	名称： 所在地：
参加者・人数	
学習内容	【タイトル】研修会及び講習会，学習プログラムのタイトル 【学習内容】
感想	
使用教材	
備考	

※花や緑に関する学習の実施日から15日以内に報告書を提出してください。